

土技第606号
平成28年2月16日

熊本県建設産業団体連合会
会長 橋口 光徳 様

熊本県土木部
土木技術管理課長

落橋防止装置等の溶接不良に関する再発防止策について（通知）

平成27年8月に京都府内の国土交通省管理の国道24号勸進橋において、耐震補修・補強工事の完了後に、落橋防止装置・変位制限装置の溶接部に不良が確認されました。その後の調査で、溶接工程の一部を省略するなどの不正行為や技量不足により、基準を満たさない溶接の不具合や溶接記号の確認不足による溶接の不具合が全国の一部の橋梁で確認されています。

これらを踏まえ、国土交通省では落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会を設置し、これまで同委員会において原因究明と再発防止策等について専門的見地から検討がなされ、12月22日に中間報告書がとりまとめられました。

国土交通省ではこの中間報告書を踏まえて再発防止策が講じられることとなったところですが、熊本県としても落橋防止装置等の溶接不良に関する再発防止に万全を期すため、下記のとおり再発防止策を実施しますのでお知らせします。

つきましては、貴連合会におかれましても本趣旨にご理解をいただき、再発防止にお取り組みいただきますとともに、会員への周知徹底をお願いします。

記

1. 適用日

平成28年3月1日以降の施行何いの決裁から適用する。

2. 再発防止策の対象

本再発防止策は、耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等(落橋防止装置、変位制限装置)の製作を対象とする。

3. 内部きず検査の適正化

受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うこととし、その旨を施工計画書に明記することを義務付ける。その上で、受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、

かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていないなど、公正性を疑われない第三者の検査会社を自ら選定し、直接契約を行うこととする。

4. 適切なプロセス管理の実施

溶接の施工は道路橋示方書・同解説（平成24年3月）によるものとする。また、受注者は、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりの作業状況を受注者自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを義務付ける。なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は、当該作業状況の記録を同製作会社が行うことを認める。

また、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書の写しを施工計画書に添付することを義務付けることとする。

5. 検査抽出率

道路橋示方書では、主要部材の完全溶込み溶接の突き合せ溶接継手の引張部材における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数検査とされており、落橋防止装置等もこれに準じることとする。

6. 発注者による抜き打ち非破壊試験検査

受注者の検査で合格とされた製品を対象に、発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する。ただし、発注者が行うその他の検査と同様に、抜き打ち非破壊試験検査に合格しても受注者の瑕疵担保責任が免責されるわけではない。また、抜き打ち非破壊試験検査において、施工不良が判明した場合は、成績評定評価の対象とする。

発注者による抜き打ち非破壊試験検査は、資格保有者が実施する。また、発注者が抜き打ち非破壊試験検査について検査会社と委託契約する場合は、当該工事の受注者及び製作会社が委託していない第三者的立場の検査会社と委託契約を締結した上で、抜き打ち非破壊試験検査は、発注者の監督のもと、当該検査会社の資格保有者を同行させて実施する。

7. 溶接種別の明確化、設計の合理化

設計図面における溶接種別の更なる明確化、設計の合理化について、別添の（一社）熊本県測量設計コンサルタンツ協会に文書「落橋防止装置等の溶接不良に関する再発防止策について（依頼）」（平成28年2月16日付け、土技第606号）を発出しており、当文書の内容を踏まえ、受注者として設計図書の照査を十分に行うとともに、受注者は、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

土木技術管理課
山本・田中
096-333-2490